

パブリックコメントにより提出された意見の概要と対応

平成16年5月26日から17日間、官公需施策合同検討小委員会「中間とりまとめ」に対するパブリックコメントを募集し、62通の提出があった。
 取りまとめ要領：中間とりまとめと直接の関係のないご意見や個別の要望等について除いたものについて、項目別に、その概要を取りまとめた。

項 目	関連頁	提 出 者	意 見 概 要	対 応
官公需施策の位置付け及び現状	P 3	中小企業団体関係者 (4件)	参考として、米国連邦政府の中小企業向け契約比率(目標)が例示されているが、国防予算等が大きい米国政府の契約比率とは、単純に比較することはできないので、この記載は削除すること。	他国との比較をする場合の留意点については、審議会でも議論のあったところであり、削除をすることは適当でないが、趣旨を踏まえ文意をより明確にするため、次のとおり修正する。 「一定の受注割合(1997年の改正により、23%以上と定められている。)を与える旨を法律で定めている(連邦政府としての中小企業向け契約比率(目標)については、わが国とは調達対象となる官公需の内容、性質が国防、エネルギー及び宇宙開発が中心であるなど、かなり違っていると見込まれることから、単純に比較できないことに留意。)」
	P 4	中小企業団体関係者 (2件)	官公需の傾向を見る場合の「工事」と「物品・役務」を同一基準で判断する方法を見直すべきではないか。	物件、工事、役務の3区分に分けてデータの分析を行っているところである。
官公需施策見直しに当たっての基本的考え方	P 7	中小企業団体関係者 (4件)	官公需施策見直しに当たっての基本的な考え方での官公需施策の位置付けは、正しい認識である。	—————
	P 7	中小企業団体関係者 (8件)	官公需法は、中小企業支援という国の立場に立ったいわば「理念法あるいは精神法」であること等の位置付けをより明確にすること。	中間とりまとめの1.(1)において位置付けは明確にしたところである。
	P 7	中小企業団体関係者 (7件)	予算執行は、会計法等に基づき執行され、官公需法によって左右されることがないこと明確にすること。	中間とりまとめの1.(2)において、「国等の契約締結に当たっては、予算の適正な用に留意すべきことが、官公

項 目	関連頁	提 出 者	意 見 概 要	対 応
	P 8	<p>中小企業団体関係者 (1件)</p> <p>大手企業団体関係者 (1件)</p> <p>大手企業団体関係者 (1件)</p> <p>大手企業団体関係者 (1件)</p> <p>大手企業団体関係者 (1件)</p>	<p>「(2)官公需施策に係る指摘と官公需市場における競争による活性化」の9行目「さらに、官公需施策が…」の冒頭に「中小企業基本法では『独立した中小企業の多様で活力ある成長発展』を基本理念としつつ、国等からの受注機会の確保を基本施策として掲げていることをふまえつつ、」を挿入すること。</p> <p>官公需施策の位置付けについて、中小企業者の経営基盤を強化するためのものとしているが、受注機会の確保が、即、経営基盤の強化につながるものではなく、施策の位置付けそのものが明確でない。</p> <p>官公需施策が具体的にどのような効果をあげているのか等々、国民一般が施策を評価する上で十分な説明がなされていない。</p> <p>過度な中小企業優遇策は、競争政策の観点からも多くの問題があり、結果として産業界の全体の停滞と硬直化を招きかねない。</p> <p>わが国経済社会が持続的な発展を遂げていくためには、やる気と技術力等実力のある中小企業が活躍できる環境整備がもっとも重要であり、官公需法で縛りを作らなくともアンケート回答に示された施策を講じていけば受注機会は十分に確保できるのではないか。</p>	<p>需法第3条で規定されており、実際の予算の執行については、会計法令に基づいて行われている。」と記載されている。</p> <p>中間とりまとめの1.(1)において中小企業基本法における官公需施策の位置付けが明記されている。</p> <p>官公需施策の位置付けについては、中間とりまとめの1.(1)において明記されている。</p> <p>参考資料として入手可能なデータに基づいて審議がなされたところである。</p> <p>官公需施策との関係は、中間とりまとめの3.(2)に記載されているところである。</p> <p>契約目標の位置付けについては、中間とりまとめの4.(1)に記載されているところである。</p>
契約目標の位置付け	P 7	大手企業団体関係者 (1件)	中小企業者向け契約目標を掲げるよりも競争条件の整備目標を掲げるのが妥当ではないか。	同 上

項 目	関連頁	提 出 者	意 見 概 要	対 応
	P 8	大手企業団体関係者 (1件)	我が国の官公需施策における契約目標の設定は、米国と異なり、自由度が高い制度なっているとされているが、自由度が高すぎると契約目標値のアップに歯止めがかからなくなる恐れがあり、対象となる中小企業以外のものにとっては、逆差別となりかねない。このため、特に地方公共団体等については、自由度を制限する必要があるのではないか。	契約目標については、中間とりまとめの4.(1)において、政策評価の指標及び予見可能性を高める情報提供手段としての指標と位置付けられている。
	P 8	大手企業団体関係者 (1件)	一般的に「契約目標」という言葉は、ある一定の契約額を確保するという意味に受け止められ、受注機会を確保するという意味に解することは困難である。「契約目標」という用語を変えるべきではないか。	中間とりまとめの4.(1)において、契約目標の位置付けを明記しているところである。
	P 9	中小企業団体関係者 (15件)	「政策評価を適確に行い、中小企業者への予見可能性を高める観点からは、さらに、各発注機関の協力の下、より詳細な情報開示が行われることが求められる。」の記述については、高く評価する。	—————
	P 9	中小企業団体関係者 (1件)	「中小企業者は営業努力を節減し、十分な努力を行わなくなるおそれもある」との指摘は不適切であり、中小企業者が官公需によって、経営努力を行わず、放漫経営をもたらすとするような認識であり、現場の実態と遊離し、中小企業を侮辱する指摘であることから、削除すべきである。	当該記述の部分は、仮に情報提供が行われない場合にどのような問題が生ずるかを想定したもので、現場の実態を述べたものではない。
	P 10	大手企業団体関係者 (1件)	契約目標の位置付けとして、予見可能性を高める情報提供手段としての指標という役割を掲げているが、受注の機会を確保するという目的であれば、「何割程度」という粗い目標を示せば十分である。	審議会における議論において、情報公開の必要性が指摘されているところであり、一層の情報提供が求められている。
	P 10	中小企業団体関係者 (1件)	各省庁別の目標額・実績額の詳細な内訳について、より細分化された情報の積極的な開示を求める。	—————

項 目	関連頁	提 出 者	意 見 概 要	対 応
分離・分割発注の在り方	P 10	中小企業団体関係者 (24件)	発注機関の能力上の課題により、分離・分割発注がなかなか推進されていない実状を記述すべき。また、コスト高を招来する事例は稀であることも明記すべきであり、より一層の分離・分割発注の推進が必要であることを明記すべきである。	中間とりまとめの4.(2) a)で指摘されているとおり、発注能力の向上を図るため、適切な発注事例(グッド・プラクティス)の収集と発注者への普及等を図ることとしている。 なお、分割発注については、審議の中でコスト高を招来するとの指摘がなされたところである。
	P 10	中小企業団体関係者 (2件)	分離・分割発注はコストの削減に繋がる事を明記すべき。	同 上
	P 10	大手企業団体関係者 (1件)	分離・分割発注における経済合理性の有無が問題となっているが、実態を把握することがまず必要である。常識的には工事全体を一括発注するほうが、コスト削減や工期縮小等につながるはずである。	同 上
	P 10	中小企業団体関係者 (1件)	経済合理性の無い発注の実施の禁止という消極的な運用ではなく、分割発注に関する発注機関の積極的な情報開示を前提とした積極的な推進に向けた具体的な指針等の策定を求める。	_____
	P 10	中小企業団体関係者 (1件)	コスト高になるのであれば、発注の際の上限価格を提示すべき。	中間とりまとめでは、経済合理性のない不適切な分割発注を肯定するものではない。
情報提供の着実な推進	P 11	中小企業団体関係者 (19件)	一か所のホームページで全ての発注機関の発注情報が閲覧できるシステムの構築を強く要望する。また、各省庁等の情報開示基準や様式の統一基準等を検討すべきである。	官公需に関する情報提供の着実な推進については、中間とりまとめで指摘されているところであり、今後の検討に当たってはご提案の内容についても検討して参りたい。

項 目	関連頁	提 出 者	意 見 概 要	対 応
入札参加資格の在り方の検討	P 11	中小企業団体関係者 (1件)	意欲ある中小企業者(適格組合を含む)の参入促進のため、強力な施策の推進を強く望みます。	_____
	P 12	中小企業団体関係者 (17件)	入札参加資格の在り方を検討することは大いに賛成。受注実績の有無に関係のない平等な受注機会の提供を図ることを強く要望する。	_____
官公需適格組合の積極的な活用	P 12	中小企業団体関係者 (15件)	適格組合がまるで信用力面で不利な状況にあることから、証明を得ているような誤解を招く記述であるので、「信用力の不利を補うもの」を「より一層の信用力を高めるもの」又は「高い技術力とより一層の信用力を高めるもの」に訂正してほしい。	大企業と比較して不利な状況にある信用力を補おうとするものであるが、ご指摘のような誤解を招くことを回避するため、次のように修正する。 「官公需適格組合は、中小企業者が連携することにより企業規模の格差を補うとともに、地方経済産業局長の証明により、信用力を高めようとするものである。」
	P 12	中小企業団体関係者 (46件)	国等及び地方公共団体は、官公需適格組合の積極的な活用に努めること。また、同制度の周知徹底をお願いする。	_____
中間とりまとめ案その他		中小企業団体関係者 (20件)	「中間とりまとめ案」で提案されている事項の改善に努め、着実に執行されることを強く要望する。	_____
		中小企業団体関係者 (1件)	両論併記が多く、方向性が明確にされていない。	具体的な方向性については、中間とりまとめの記述で明らかである。
		大手企業団体関係者 (1件)	今回の取りまとめは、現状追認を前提とした論旨に終始しており、規制改革の推進に関する第3次答申に答えたものとは思われない。	総合規制改革会議第3次答申を踏まえ、中小企業政策審議会において検討したものである。
		中小企業団体関係者 (1件)	「国等」を地方公共団体(都道府県及び市町村)まで枠組みを広げられたい。	国の官公需施策を参考として、地方公共団体においても官公需施策を講ずるよう要請してきているところであり、その普及に努める。